

令和3年度相談支援従事者指導者養成研修会

## PG02 政策の最新の動向 I

相談支援事業の現状について

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課  
地域生活支援推進室

室長補佐 高橋邦彦

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

### 本科目の目的、講義の流れ

自らの従事する相談支援についての現状や最新の動向を確認する。相談支援従事者養成研修の目的は、相談支援の目的を達成するための人材養成にある。その人材養成と不可分の関係にある体制整備について、自らの理解を再確認するとともに、都道府県研修を行う際に必要な事項について理解を深める。（特に主任研修の基盤となる内容が主となっている）

#### 1. 相談支援の最近の政策動向

- ・ 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（基本指針）
- ・ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定
- ・ 重層的支援体制整備事業
- ・ その他の人材育成、自然災害や感染症対策、ヤングケアラー等については別のプログラムで取り扱う。

#### 相談支援の現状について

- ・ 相談支援事業実態調査の結果などから、現在の相談支援の状況を概観する。
- ・ ○
- ・ ○

## 相談支援の最近の政策動向

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（基本指針）  
令和3年度障害福祉サービス等報酬改定  
重層的支援体制整備事業

ひと、くらし、みらいのために



## 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針における相談支援体制の整備について

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

ひと、くらし、みらいのために



# 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

## 2. 基本指針見直しの主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 相談支援体制の充実・強化等**
- 障害福祉人材の確保
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 障害者の社会参加を支える取組
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 障害福祉サービス等の質の向上

## 3. 成果目標（計画期間が終了するR5年度末の目標）

### ① 施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数：R元年度末施設入所者の6%以上
- 施設入所者数：R元年度末の1.6%以上削減

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上（H30年時点の上位10%の都道府県の水準）（新）
- 精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に（H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減）
- 退院率：3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上（H30年時点の上位10%の都道府県の水準）

### ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行者数：R元年度の1.27倍  
うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍（新）
- 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用（新）
- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上（新）

### ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保（新）
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- 医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置（一部新）

### ⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

### ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

## 成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について

### 現状

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所は、平成31年4月1日時点で10,202箇所、従事する相談支援専門員の数は22,453人となっており、計画相談支援対象者拡大前の平成24年度と比較すると、事業所数で3.6倍、従事者数が4倍となっている。
- 基幹相談支援センターは、平成31年4月1日時点で39%の市町村（687市町村・846箇所）が設置。
- 計画相談支援の対象者を原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加し、これらの事業所へのバックアップを含め相談支援体制を充実・強化する取組の中核となる基幹相談支援センターの設置も進んでいる。
- 一方、1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、市町村又は圏域において、これら事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実に向けた取組が求められている。



### 成果目標

- 更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、第6期障害福祉計画の基本指針においては、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行く観点から、以下の成果目標を設定してはどうか。

#### 【成果目標】

令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。（新規）

### 活動指標

#### 事項

総合的・専門的な相談支援の実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

# 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について

## 相談支援について

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（概要）

障発発0331第7号  
令和3年3月31日

### 第一 本通知の目的

- 計画相談支援等に係る令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における見直し内容等を改めて示す。⇒**第三**
- 地域の相談支援体制において今後目指すべき方向性とそのために必要となる各自治体での取組を示す。⇒**第四**

### 第二 用語の定義（略）

### 第三 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の内容等

#### 1. 計画相談支援等の現状と課題

- (1) 計画相談支援等の現状： サービス等利用計画等の提出の義務化により量的整備は進む。
- (2) 計画相談支援等の課題
  - 1・2) 事業所の体制強化、質の向上や公正中立性の担保が一層必要な状況
  - 3・4) 求められる業務・実施している業務と報酬上の評価、モニタリング頻度のミスマッチ
  - 5) 厳しい経営環境
  - 6) 大きい事務負担等

#### 2. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について

- (1) 改定の趣旨： **1. の課題を踏まえ、以下(2)～(6)の見直しを実施**
- (2) 質の高い相談支援の実施を行う体制整備に向けた報酬体系の見直し等
- (3) 基本報酬算定月以外の業務の評価
- (4) モニタリング実施期間決定における利用者等の個別の状況の勘案の適正な実施に向けた見直し
- (5) 業務効率化及び文書量削減のための取組
- (6) 災害時の対応や感染症対策、虐待防止の取組について

### 第四 地域の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るための今後の各自治体における取組事項等について

#### 1. 各地域の相談支援体制における今後の目指すべき方向性

- 各相談支援事業所による質の向上だけでなく、自治体を中心とした地域の相談支援体制を充実・強化するさらなる取組が必要
  - そのための前提として、相談支援事業所、基幹相談支援センター、協議会の果たすべき役割と将来的に目指すべき姿を整理
- (1) 相談支援事業所
    - 1) 事業所の体制強化と質の向上
    - 2) 利用者及びサービス事業者等との信頼関係の醸成
    - 3) 利用者への支援を通じた地域課題の整理、社会資源の開発
  - (2) 障害者相談支援事業
  - (3) 基幹相談支援センター
    - 1) 役割
    - 2) 特に強化すべき取組
    - 3) 地域課題の集約
  - (4) (自立支援)協議会

#### 2. 各自治体において今後取り組むべき事項について

- (1) 各地域で構築する相談支援体制の方向性等の検討
- (2) 相談支援専門員養成制度の見直しと実地教育の実施体制の整備
  - 1) 実習への積極的関与
  - 2) 支援の検証の取組等の実施
  - 3) 基幹相談支援センターの設置促進、役割の再検討
- (3) モニタリング結果の取扱い等
- (4) 地域生活支援拠点等
- (5) 自然災害への対応
- (6) セルフプランについて（従前の方針を踏まえた対応）

#### 3. 各自治体における取組に関するフォローアップ

- 今後第四の2の事項の取組状況等についてフォローアップを行う予定。

各取組を実施する際の具体的な手続き等は、事前に関係者の意見を聴いた上で、協議会で設定することが望ましい

# 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

## ①基本報酬の充実（単位数の引き上げと加算の組み込み）

- ① 計画相談支援・障害児相談支援の経営実態を踏まえ、**経営実態が厳しい小規模事業所について大幅に基本報酬を引き上げ**
- ② 人員体制（相談支援専門員の常勤配置数）に応じた従来の「特定事業所加算」については、事務手続負担が軽減されるよう、**基本報酬へ組み込み**
- ③ 常勤専従職員の配置を更に促進するため、**従来より要件緩和した報酬区分を創設**

〔令和3年改定後の段階別基本報酬単価〕

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費	
		現行	報酬引き上げ 旧特定事業所加算の組み込み
機能強化（Ⅰ）	4名以上		1,864単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上		1,764単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,462単位	1,672単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上		1,522単位
機能強化なし			1,522単位
報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	継続サービス利用支援費	
		現行	報酬引き上げ 旧特定事業所加算の組み込み
機能強化（Ⅰ）	4名以上		1,613単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上		1,513単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,211単位	1,410単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上		1,260単位
機能強化なし			1,260単位

- 常勤専従1名の配置が必須の上で、複数の事業所で24時間の連絡体制が確保されること等で機能強化型の算定要件を満たすことを可能とする

（地域生活支援拠点等を構成する指定特定相談支援事業所間の協働である場合。）



## ②従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価

- 従来評価されていなかった、計画決定月・モニタリング対象月以外の以下の業務について、新たに報酬上の評価を行う

### 支給決定前

【初回加算の拡充】

- ・ 利用開始前に、居宅等を訪問し、月2回以上の面接



要件を満たした月につき、300単位/月を追加

### 障害福祉サービス 利用期間中

※基本報酬算定月以外

【集中支援加算の新設】

- ①居宅等を訪問し、月2回以上の面接
- ②サービス担当者会議の開催
- ③他機関の主催する会議へ参加



面接、会議開催、会議参加について 各300単位

### サービス終了前後

【居宅介護支援事業所等連携加算の拡充】

- ①居宅等を訪問し、月2回以上の面接
- ②他機関の主催する会議へ参加
- ③他機関への書面による情報提供



300単位

※書面による情報提供は100単位

## ③事務負担軽減及び適切なモニタリング頻度の設定について

- 事務負担軽減のため、加算の算定要件となる業務の挙証書類については基準省令で定める記録（相談支援台帳（サービス等利用計画））等に記載・保管することで可とする。
- 適切なモニタリング頻度を担保するために以下の方策を行う
  - ・ 利用者の個性も踏まえてモニタリング頻度を決定すること等の周知徹底
  - ・ モニタリング頻度を短くする必要がある場合の例示 等

## ○機能強化段階別基本報酬の創設（計画相談支援、障害児相談支援）

- 令和3年報酬改定により、**従来の特定事業所加算を廃止し、その要素を取り込んだ段階別基本報酬を創設**する。
- 従来の特定事業所加算（Ⅱ）及び（Ⅳ）については平成33年度までの経過措置としていたが、これに該当する段階を継続。  
※特定事業所加算Ⅱが機能強化Ⅰ、特定事業所加算Ⅲが機能強化Ⅱ、特定事業所加算Ⅳが機能強化Ⅲに相当。
- 常勤専従職員の配置を更に促進するため、従来より要件緩和した報酬区分を創設（機能強化Ⅳ）。
- 従来の特定事業所加算（Ⅰ）の要件である主任相談支援専門員については主任相談支援専門員配置加算として配置を独立した要件として評価。

### 機能強化型基本報酬算定要件

	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
(1)-① 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	○	-	-	-
(1)-② 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	○	-	-
(1)-③ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	-	○	-
(1)-④ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が常勤かつ現任研修修了者であること。	-	-	-	○
(2) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	-	-
(3)-① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。	○	○	○	○
(3)-② 新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修修了者の同行による研修を実施していること	○	○	○	○
(3)-③ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること	○	○	○	○
(3)-④ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
(4) 計画相談支援と障害児相談支援の一月当たりの取扱件数が40件未満であること	○	○	○	○

※相談支援専門員については、同一敷地内にある指定一般相談支援、指定障害児相談支援、指定自立生活援助の各業務を兼務した場合でも常勤専従とみなす。  
※機能強化型Ⅰ～Ⅲにおける常勤専従者の内1名（現任研修修了者1名を除く）は、業務に支障がない場合については同一敷地内における他事業の兼務を可とする。  
※現任研修修了者とある箇所については、主任相談支援専門員であっても可である。

## ○複数事業所の協働

障害福祉サービス等の利用者数や事業所数の少ない地域においても、複数の目でサービス等利用計画等をチェックできるなど公正中立な事業運営を推進し、地域全体で質の高い相談支援の提供体制を構築することを目的とし、複数の相談支援事業所が協働で事業所の体制確保することを可能とする。



### 【協働が可能な事業所の要件】

以下の2点を満たす任意の相談支援事業所間で協働可。

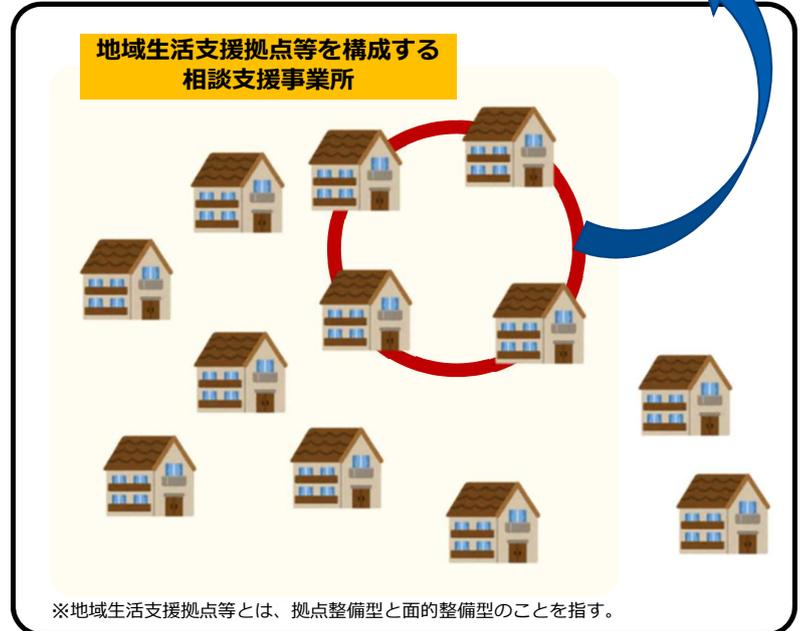
- ① 同一地域の地域生活支援拠点等を構成する事業所間で
- ② 全ての事業所が常勤専従の相談支援専門員を1名以上配置

### 【体制を協働で確保可能なこと】

- ① 人員体制の確保
- ② 24時間の連絡体制の確保

### 【協働する事業所間で実施しなければならないこと】

- ① 協定の締結
- ② 協働体制（協定の内容）が維持できているかどうかの確認（月1回）
- ③ 全職員の参加するケース共有会議、事例検討会の開催（月2回以上）



11

## ○専門性の高い相談支援体制等を評価する加算の創設（計画相談支援、障害児相談支援）

○ 令和3年度報酬改定により、専門性の高い支援を実施できる体制を整えている場合に、その体制整備を適切に評価するための加算を創設（黄色い塗りが令和3年度報酬改定で新規に創設された加算）。

※以下の加算は、体制を評価する加算であり、体制加算が算定可能な月のすべての基本報酬の請求についてその件数毎に加算されるもの。

加算名	内容	単位数
特別地域加算	中山間地域等に居住している者に対してサービスの提供が行われた場合	+15/100
主任相談支援専門員配置加算	常勤専従の主任相談支援専門員を配置し、従業者等の資質向上のための研修を実施する体制を確保した場合	100単位/月
行動障害支援体制加算	強度行動障害支援養成研修（実践研修）等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合	35単位/月
要医療児者支援体制加算	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合	35単位/月
精神障害者支援体制加算	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合	35単位/月
ピアサポート体制加算	障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）を修了した障害者と管理者等その他の従事者をそれぞれ常勤換算0.5以上配置の上、事業所内で研修を行う体制を確保し、その旨公表する場合	100単位/月

※例）主任相談支援専門員配置加算と行動障害支援体制加算を算定可能な体制を確保し、届け出を行った事業所が35件の支援を行った月の算定

行動障害支援体制加算	行動障害支援体制加算	行動障害支援体制加算	...	行動障害支援体制加算	} 35件全ての基本報酬に加えて該当する体制加算を算定
主任相談支援専門員配置加算	主任相談支援専門員配置加算	主任相談支援専門員配置加算	...	主任相談支援専門員配置加算	
基本報酬	基本報酬	基本報酬	...	基本報酬	
利用者1	利用者2	利用者3		利用者35	

12

## ○質の高い支援の実施を評価する加算の創設、拡充（計画相談支援、障害児相談支援）

○ 令和3年度報酬改定により、必要に応じた質の高い支援を実施した場合に、実施した支援の専門性と業務負担を適切に評価する加算を創設、拡充。

☆の加算は基本報酬を算定しない月において加算単独であっても算定可

★の加算は基本報酬を算定しない月においてのみ算定可（加算単独でのみ算定可）

加算名	内容	単位数
初回加算	新規に計画作成を行った場合 [以下の場合にはさらに重ねて算定可能] サービス等利用計画案交付まで3ヶ月以上を要した場合であって、契約日から3ヶ月を超えた日以降、月2回以上訪問による面接を行った場合（3回分を限度）	(者) 300単位/月 (児) 500単位/月
利用者負担上限額管理加算	事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合	150単位/月
入院時情報連携加算	☆ 利用者の入院時に利用者情報を入院先の病院等に提供した場合 (Ⅰ) 入院先の病院等を訪問、(Ⅱ) 文書等(Ⅰ)以外	(Ⅰ) 200単位/月 (Ⅱ) 100単位/月
退院・退所加算	利用者の退院・退所時に退所施設等から情報収集を行い計画作成した場合	200単位/回
医療・保育・教育機関等連携加算	障害サービス等以外の教育機関等から情報収集を行い計画作成した場合	100単位/月
サービス担当者会議実施加算	モニタリング時にサービス担当者会議を開催し、計画変更等の検討をした場合	100単位/月
サービス提供時モニタリング加算	☆ 利用者が利用するサービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を確認し記録した場合	100単位/月
集中支援加算	★ 基本報酬算定月以外に、①月2回以上の訪問による面接、②サービス担当者会議の開催、③他機関の主催する利用者の支援に係る会議に参加した場合。	各300単位/月
居宅介護支援事業所等連携加算 【計画相談支援】	☆ 利用者の介護保険への移行、進学、企業への就職等により障害福祉サービス・障害児通所支援の利用を終了するのに伴って計画相談支援・障害児相談支援の利用を終了する前後に、つなぎの支援(①文書による情報提供、②月2回以上の訪問による面接、③つなぎ先機関の主催する利用者の支援に係る会議への参加)を行った場合。	①100単位/月 ②③各300単位
保育・教育等移行支援加算 【障害児相談支援】	☆ (サービス利用終了前2回、サービス利用終了後6月以内を限度)	

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

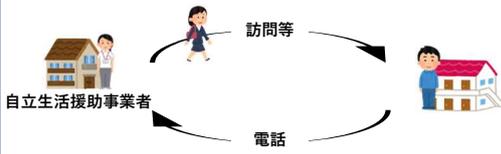
○ 精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療・障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する観点から、当該ケアシステムの構築に資する取組を評価する。

### 夜間の緊急対応・電話相談の評価

○ 自立生活援助事業者が緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等又は電話による相談援助を行った場合を評価。

利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援の場合  
(新)イ 緊急時支援加算(Ⅰ) 711単位/日

電話による相談支援を行った場合  
(新)ロ 緊急時支援加算(Ⅱ) 94単位/日



### 地域移行実績の更なる評価

○ 障害者の地域移行を更に促進するため、地域移行支援事業者における地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。

#### 地域移行支援サービス費

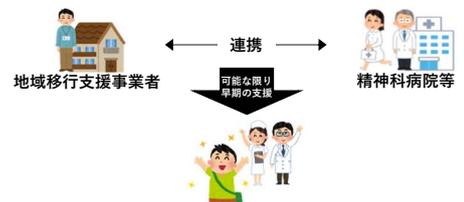
	現行	改定後
(Ⅰ)	3,059単位/月	(新)3,504単位/月
(Ⅱ)	2,347単位/月	3,062単位/月
(Ⅲ)		2,349単位/月

(※)地域移行支援サービス費(Ⅰ)は前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること等の要件を満たすこと。

### 可能な限り早期の地域移行支援

○ 可能な限り早期の地域移行支援を推進するため、入院後1年未満で退院する場合に退院・退所月加算による評価に加え、更に加算で評価。

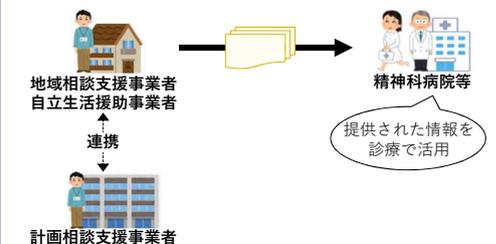
(見直し後)退院・退所月加算 2,700単位/月  
(1年未満で退院する場合) +500単位/月



### 精神保健医療と福祉の連携の促進

○ あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供することを評価。

(新)日常生活支援情報提供加算 100単位/回(月に1回を限度)



### 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

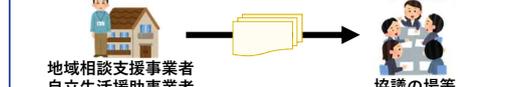
○ 地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者と居住支援法人・居住支援協議会との連携体制を評価。

(新)居住支援連携体制加算 35単位/月



○ 住居の確保及び居住支援に係る課題を報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。

(新)地域居住支援体制強化推進加算 500単位/回(月に1回を限度)



### ピアサポートの専門性の評価

○ ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、研修等の一定の要件を設けた上で評価。

(新)ピアサポート体制加算 100単位/月

(※1)計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援で算定可能。

(※2)就労継続支援B型についても、基本報酬の類型化に伴い、就労支援の実施に当たってのピアサポートの活躍を別途評価。

(※3)身体障害、知的障害においても同様に評価。

経験者としての視点で、リハビリ体験を活かした助言や共に行動をする支援



○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

## [現 行]

- ① 従業者への**研修**実施（**努力義務**）
- ② 虐待の防止等のための**責任者**の設置（**努力義務**）

## [見直し後]

- ① 従業者への**研修**実施（**義務化**）
- ② 虐待防止のための対策を検討する**委員会**として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（**義務化（新規）**）
- ③ 虐待の防止等のための**責任者**の設置（**義務化**）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

### 【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

## 重層的支援体制整備事業について

サブタイトル

# 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

## 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151  
R元年度:208 R2年度:279

### 新たな事業の全体像

#### I 相談支援

#### 包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

- I～IIIを通じ、
- ・継続的な伴走支援
- ・多機関協働による支援を実施

#### II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの対応の具体例) 就労支援 見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

#### III 地域づくりに向けた支援

#### 住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

#### 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

#### 現行の仕組み

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

#### 重層的支援体制

属性・世代を問わない  
相談・地域づくりの実施体制

- ※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
- (ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
- (イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
- (ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

## ・相談支援の現状について

サブタイトル

# 計画相談支援、障害児相談支援について

## 計画相談支援・障害児相談支援の利用者数の推移

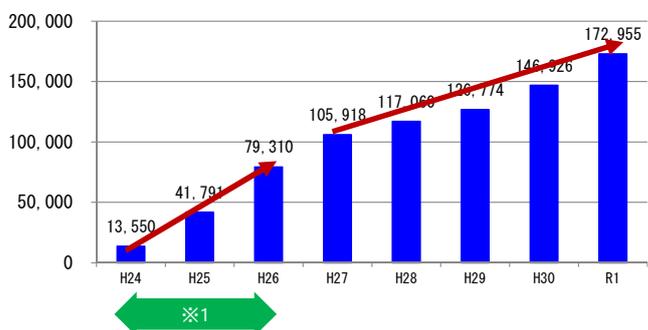
※1 全ての障害福祉サービス等の利用者を対象とするにあたっての経過措置期間 (H24.4～H27.3)

概要：概要テキストは推奨13ptで12ptから14ptの範囲。文字の配置は中央。行間は倍数指定で1.3、段落後に12pt。余白は左に1cm、右に1cm、天地に0.5cm以上

### 計画相談支援の利用者数

計画相談支援は、利用者数、費用額について、毎年増加しており、1事業所あたりの利用者についても増加している。(R2.3月時点:20.2人、H31.3月時点:18.2人、H30.3月時点:16.6人)

利用者数の推移 (一月平均 (人))

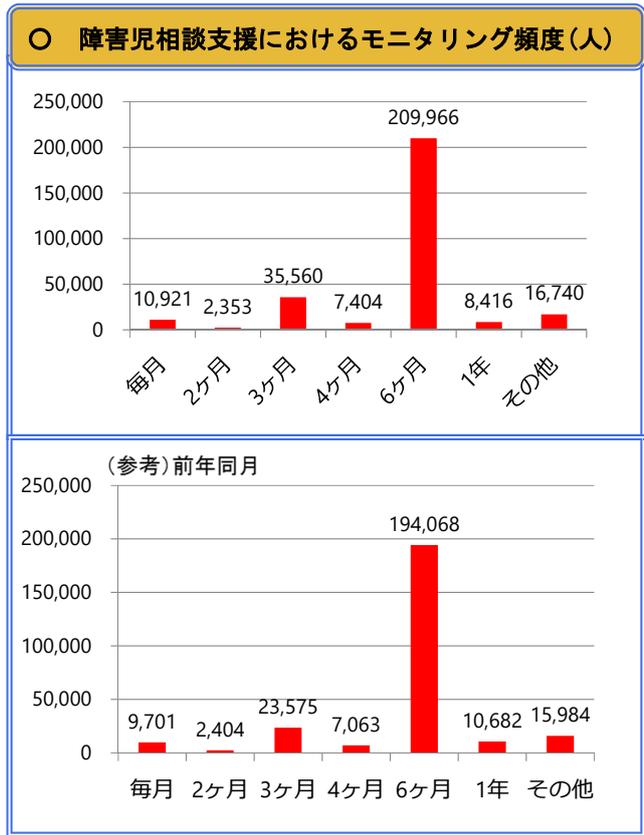
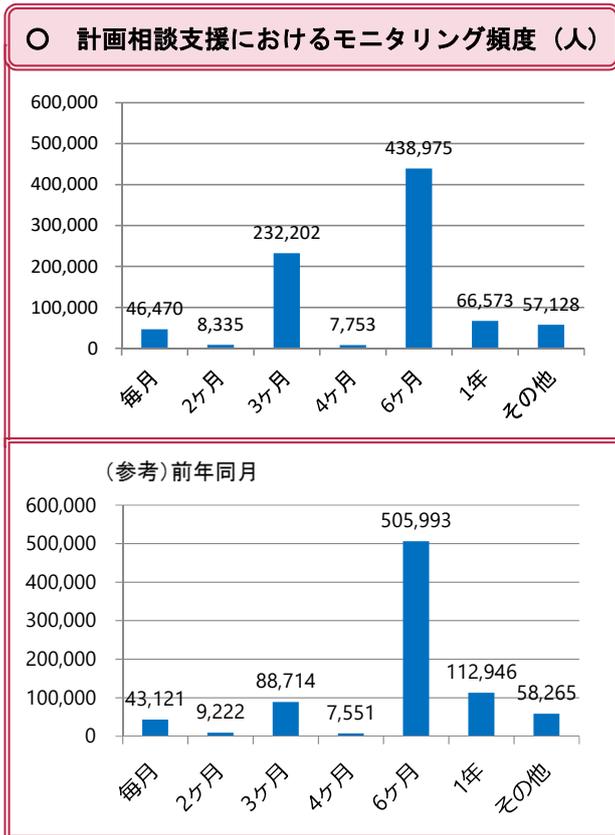


### 障害児相談支援の利用者数

障害児相談支援も、利用者数、費用額について、毎年増加しており、1事業所あたりの利用者についても増加している。(R2.3月時点:11.4人、H31.3月時点:10.8人、H30.3月時点:9.9人)

利用者数の推移 (一月平均 (人))

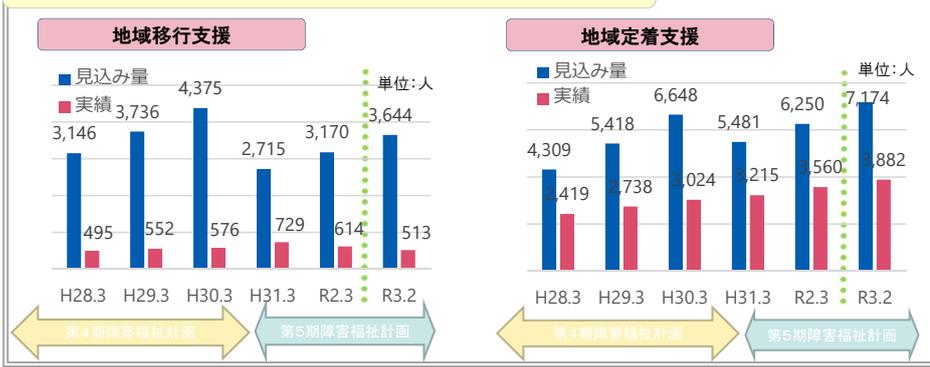




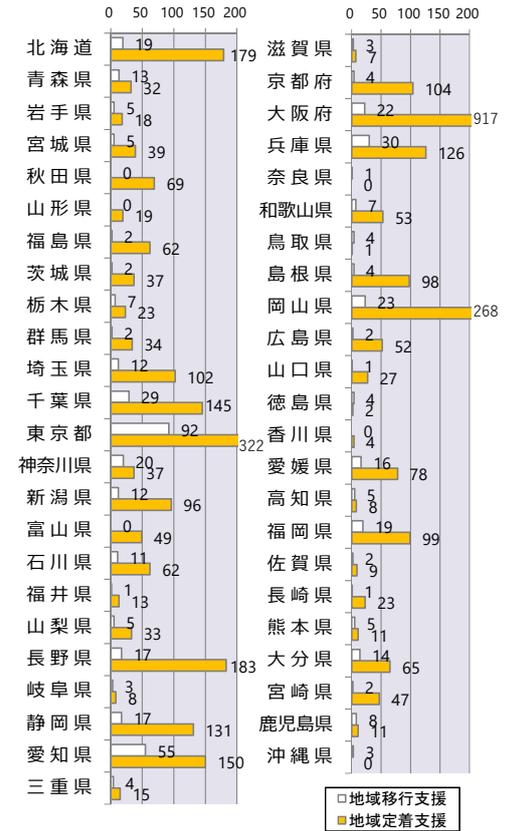
## 地域相談支援、自立生活援助について

# 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

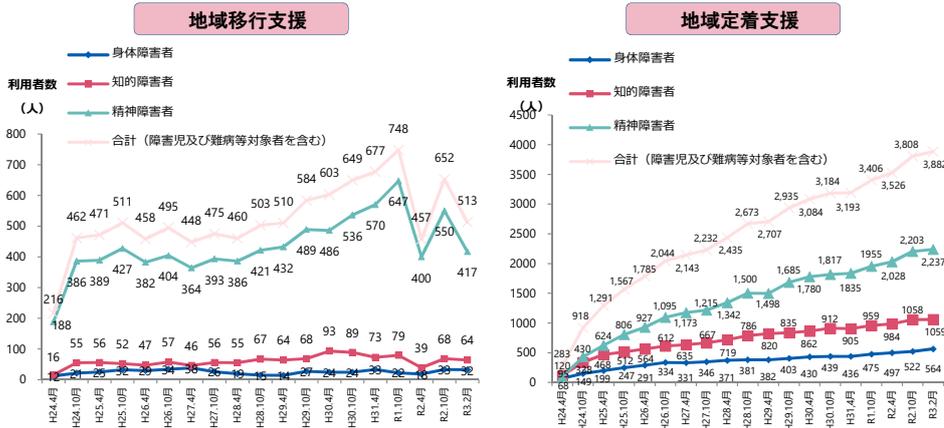
## ◆ 障害福祉計画における見込量と実績



## ◆ 都道府県別利用者数（R3.2）



## ◆ 障害別利用者数の推移（H24.4～R3.2）



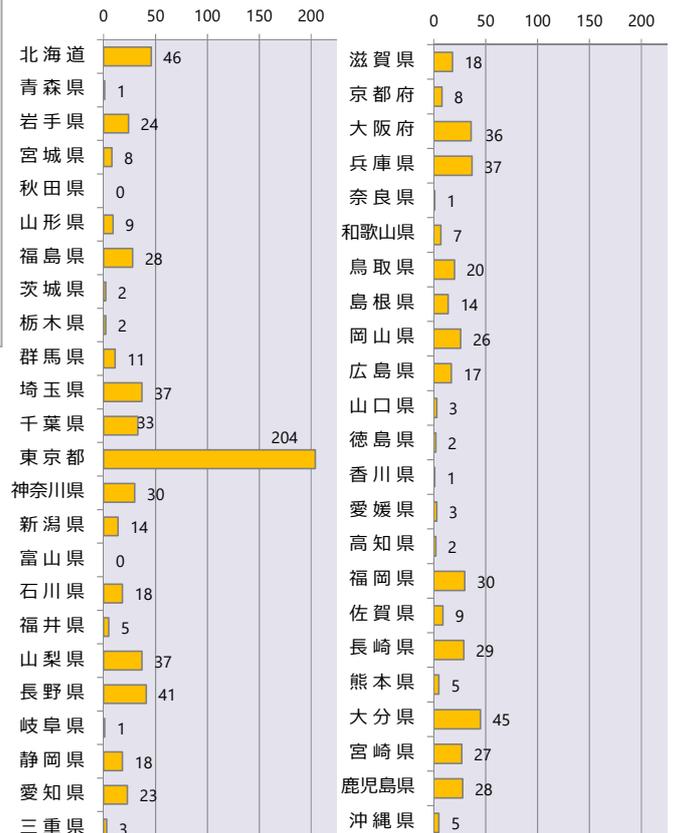
国保連データより

# 自立生活援助の利用者数実績等

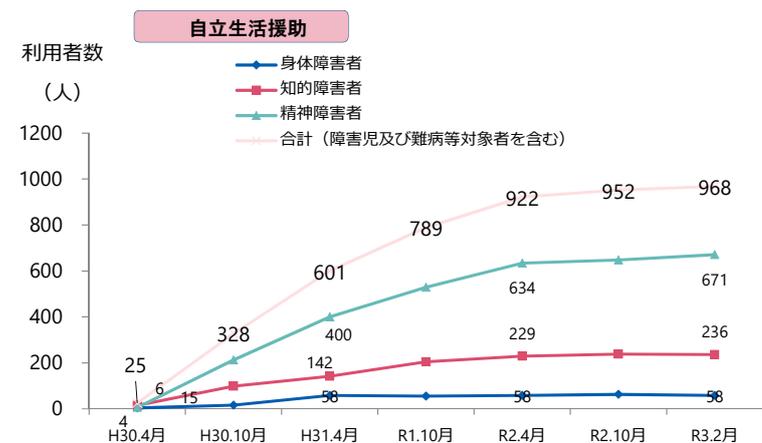
## ◆ 障害福祉計画における見込量と実績



## ◆ 都道府県別利用者数（R3.2）



## ◆ 障害別利用者数の推移（H30.4～R3.2）

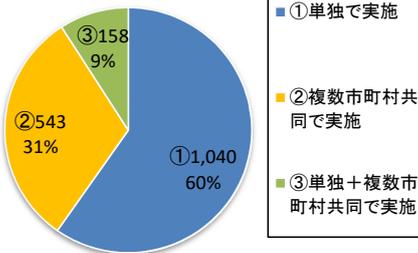


# 市町村障害者相談支援事業について

## 障害者相談支援事業について

障害者相談支援事業の実施形態

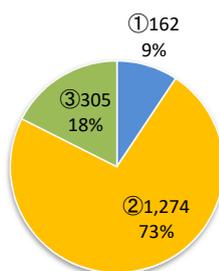
市町村数: 1,741



- ①独自で実施
- ②複数市町村共同で実施
- ③単独+複数市町村共同で実施

障害者相談支援事業の実施方法

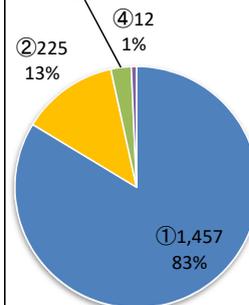
市町村数: 1,741



- ①直営で実施
- ②指定特定・指定一般・指定障害児相談支援事業所に委託で実施
- ③直営で実施+指定特定・指定一般・指定障害児相談支援事業所に委託で実施

障害者相談支援事業の運営方法

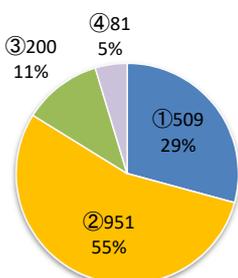
市町村数: 1,741



- ①3障害一元化して実施
- ②障害種別ごとに実施
- ③地域包括支援センターと一体的に実施(3障害一元化)
- ④その他

障害者相談支援事業の対応日

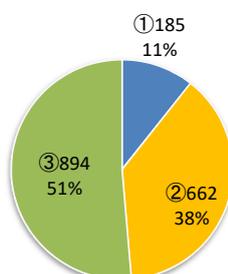
市町村数: 1,741



- ①365日対応している
- ②平日(月~金)のみ対応している
- ③平日(月~金)+土曜日対応している
- ④その他

障害者相談支援事業の対応時間

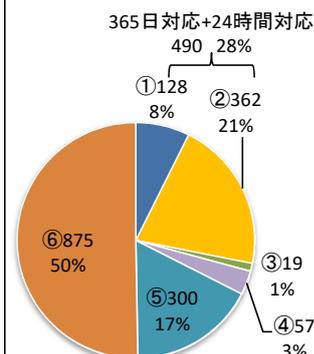
市町村数: 1,741



- ①24時間対応(夜間は宿直により対応)
- ②24時間対応(夜間は携帯電話により対応)
- ③24時間対応していない

障害者相談支援事業の対応日・対応時間

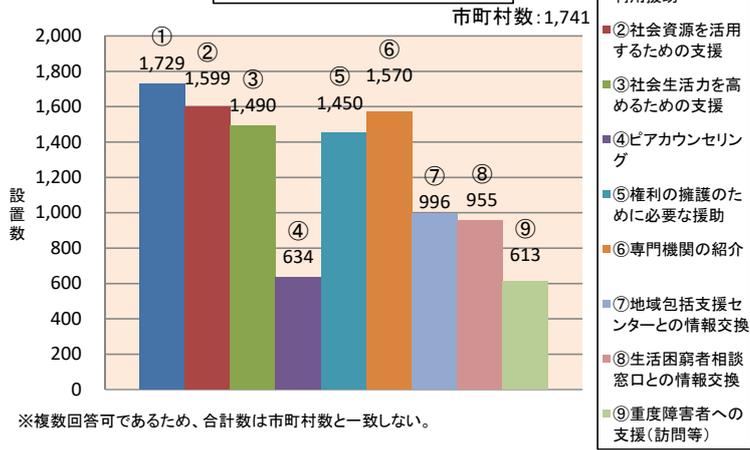
市町村数: 1,741



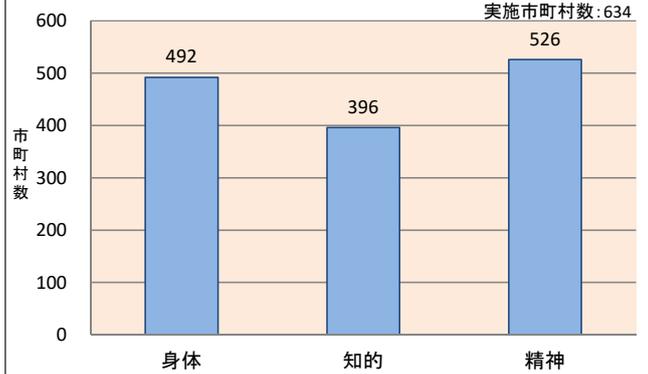
- ①365日対応+24時間(夜間は夜勤又は宿直)対応
- ②365日対応+24時間(夜間は携帯)対応
- ③365日対応+24時間対応なし
- ④365日対応していない+24時間(夜間は夜勤又は宿直)対応
- ⑤365日対応していない+24時間(夜間は携帯)対応
- ⑥365日対応していない+24時間対応なし
- ⑦365日対応していない+24時間(夜間は携帯)対応

# 障害者相談支援事業について

障害者相談支援事業の実施状況



ピアカウンセリングの実施状況(対象障害別)



## 障害者相談支援事業に係る委託費の予算額の総計 (R2年度)

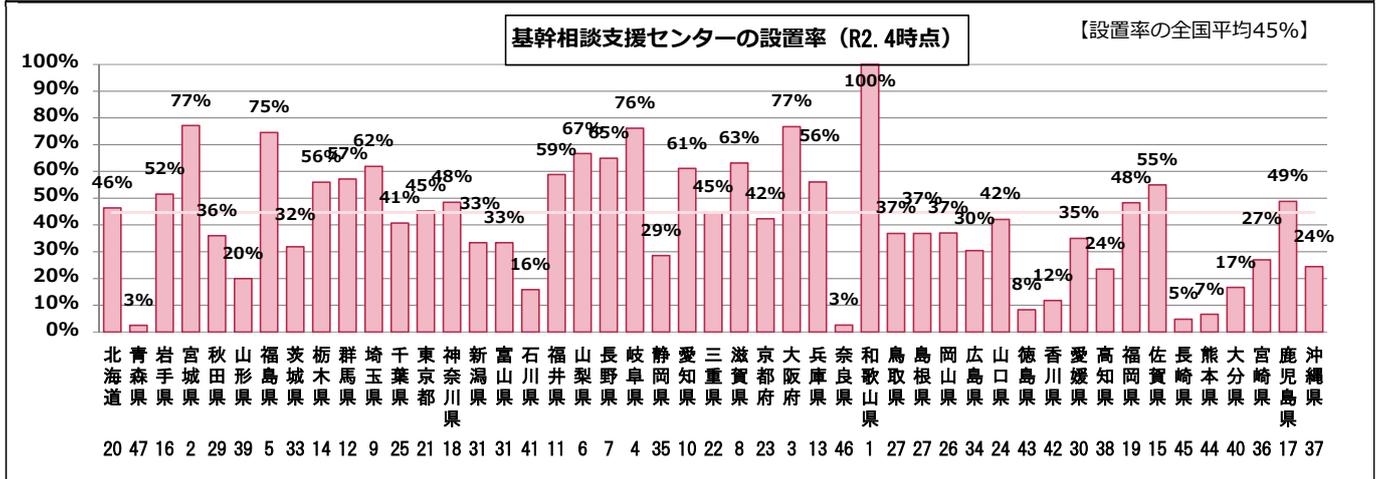
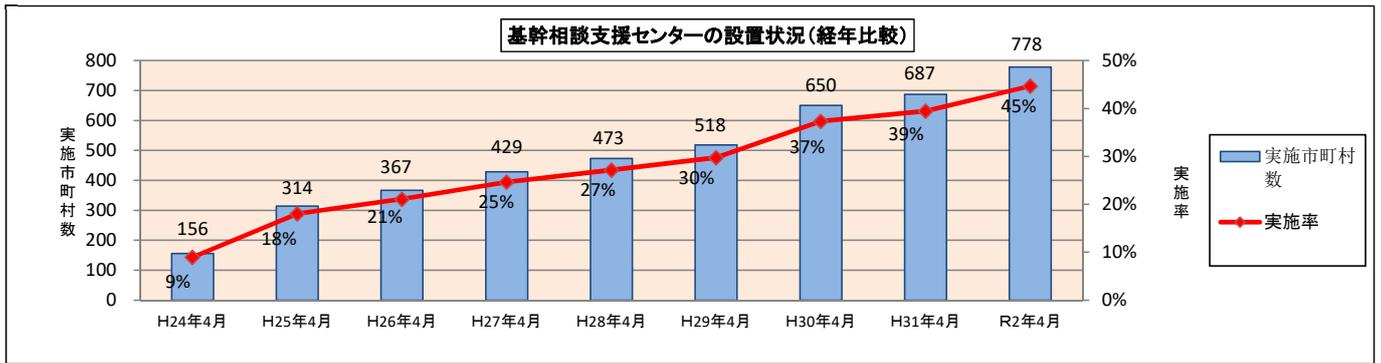
○ 265.3億円

※ 地域活動支援センター I 型が行う相談支援業務以外の事業費や居住サポート事業費等が含まれる。

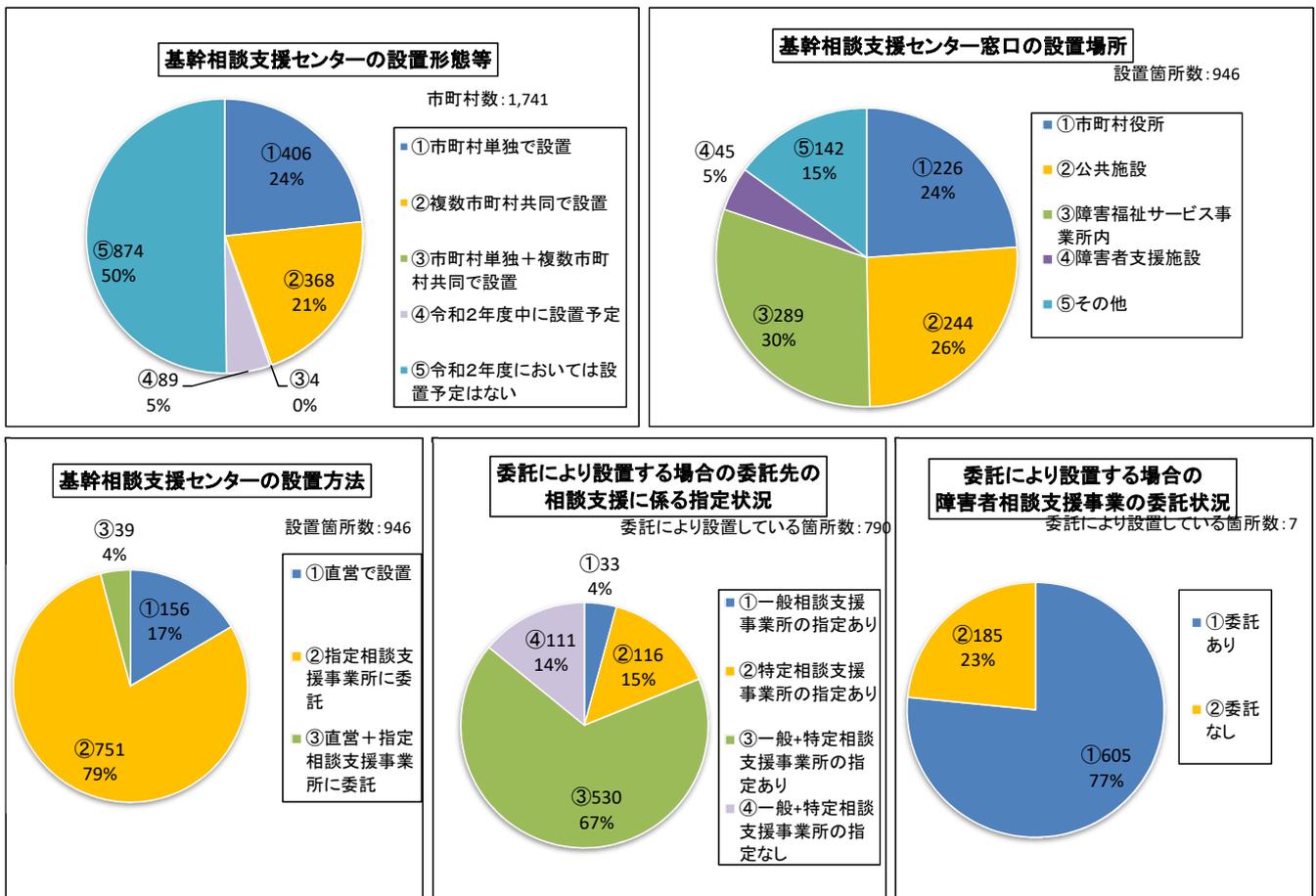
※ 1,741市町村のうち指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者へ相談支援業務を委託している市町村数 (1,579市町村) で単純に割った場合、1市町村当たり1,680万円 (委託している市町村 (1,579市町村) の中には、「委託」のみの市町村と、「直営+委託」を組み合わせている市町村の両方が含まれている。)

## 基幹相談支援センターについて

## 基幹相談支援センターの設置状況について



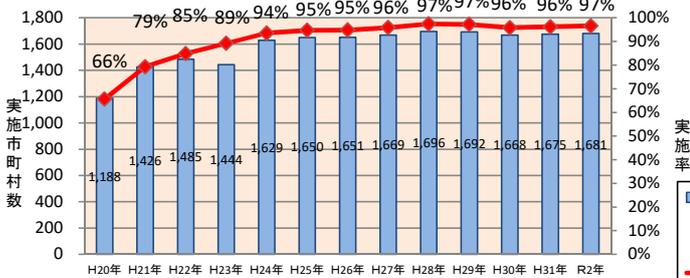
## 基幹相談支援センターについて (令和2年4月1日現在)



# (自立支援) 協議会について

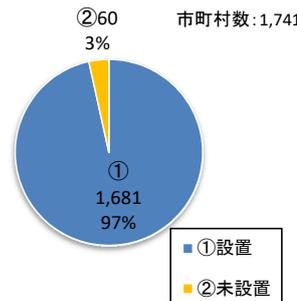
## (自立支援) 協議会について

(自立支援)協議会の設置状況(経年比較)

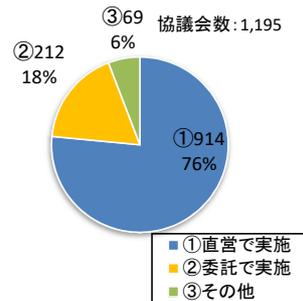


※平成23年4月1日以前の設置状況は、地域自立支援協議会の設置状況。  
 ※平成23年4月1日の設置状況は、被災3県を除くデータ。  
 ※平成25年4月1日の設置状況は、未提出の自治体を除いた暫定値。

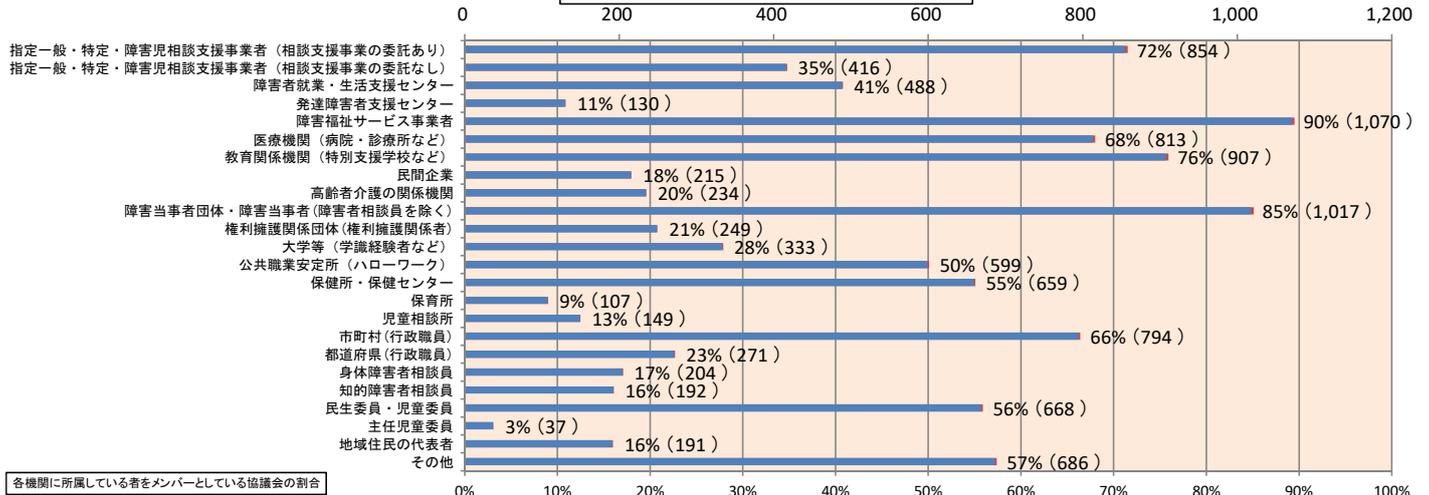
(自立支援)協議会の設置状況



(自立支援)協議会の事務局の運営方法

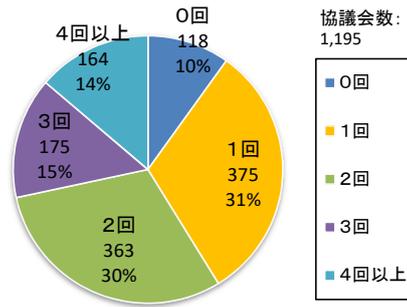


(自立支援)協議会の構成メンバー(所属別)

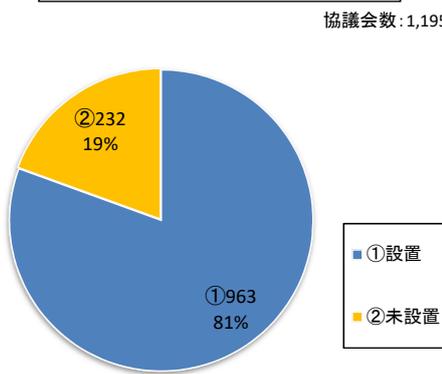


# (自立支援) 協議会 専門部会について

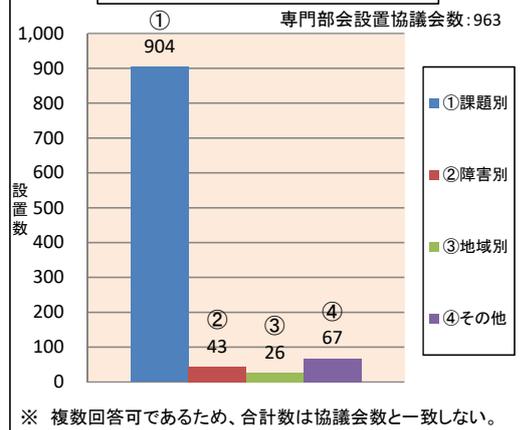
(自立支援)協議会の開催実績  
※専門部会を除く



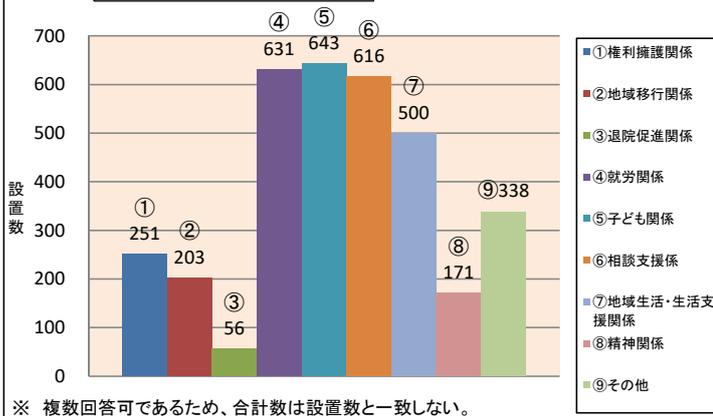
(自立支援)協議会専門部会の設置状況



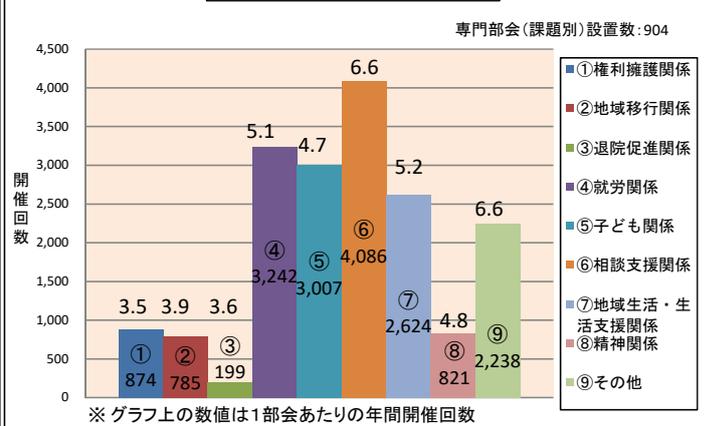
(自立支援)協議会の専門部会の種類



専門部会(課題別)の設置状況



専門部会(課題別)の開催実績



# 都道府県(自立支援)協議会について

## 【設置状況】

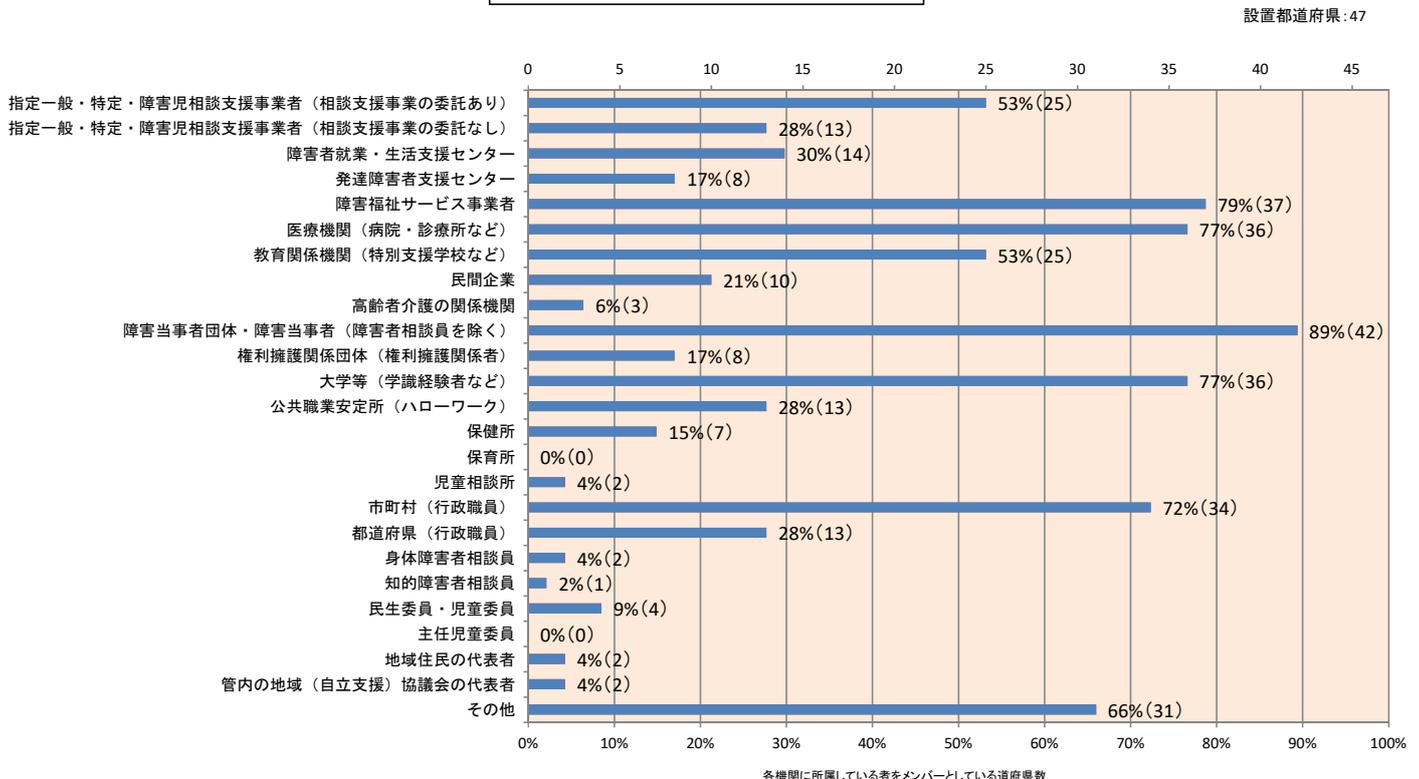
○設置済: 47都道府県

## 【運営方法】

○直営: 46都道府県

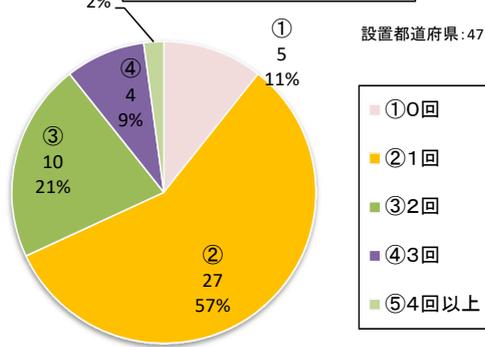
○委託: 1都道府県

(自立支援)協議会の構成メンバー(所属先別)

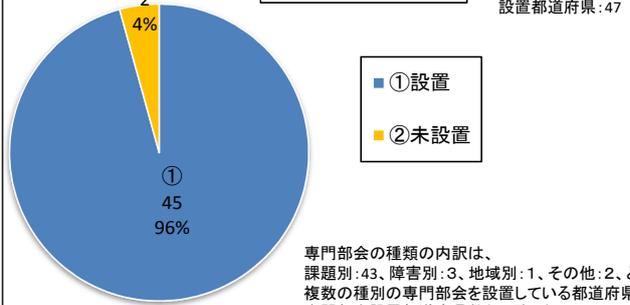


# 都道府県（自立支援）協議会について

⑤ (自立支援)協議会の開催実績 ※専門部会を除く



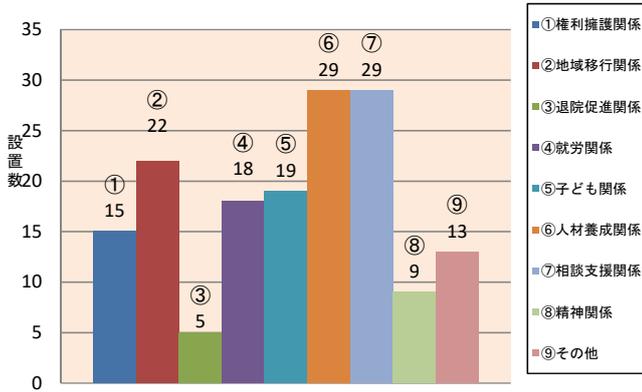
(自立支援)協議会 専門部会の設置状況



専門部会の種類の内訳は、課題別:43、障害別:3、地域別:1、その他:2、となっている。複数の種類の専門部会を設置している都道府県があるため、専門部会設置都道府県数と一致しない。

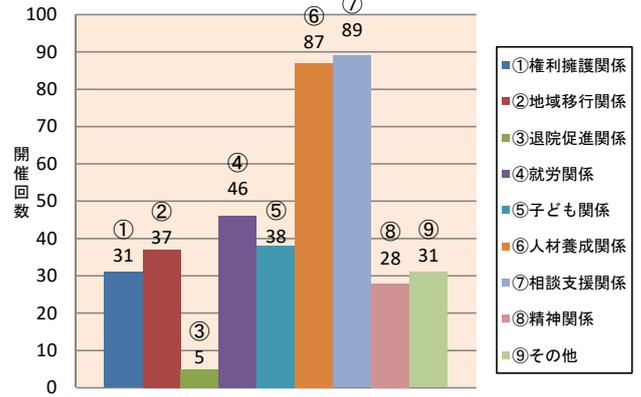
専門部会(課題別)の設置状況

専門部会(課題別)設置都道府県: 43



専門部会(課題別)の開催実績

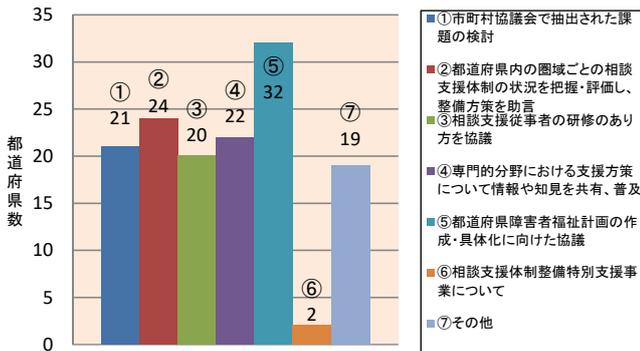
専門部会(課題別)設置都道府県: 43



# 都道府県（自立支援）協議会について

(自立支援)協議会での協議項目

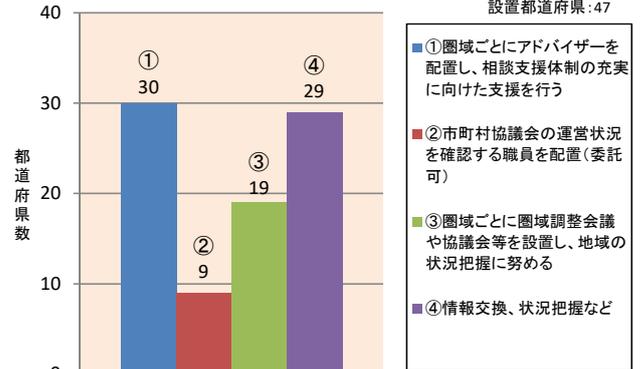
設置都道府県: 47



※ 複数回答可であるため、合計数は設置都道府県数と一致しない。

(自立支援)協議会の活性化に向けての工夫

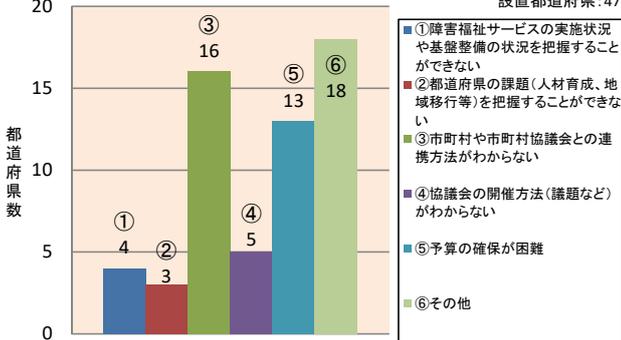
設置都道府県: 47



※ 複数回答可であるため、合計数は設置都道府県数と一致しない。

(自立支援)協議会の運営に関する課題

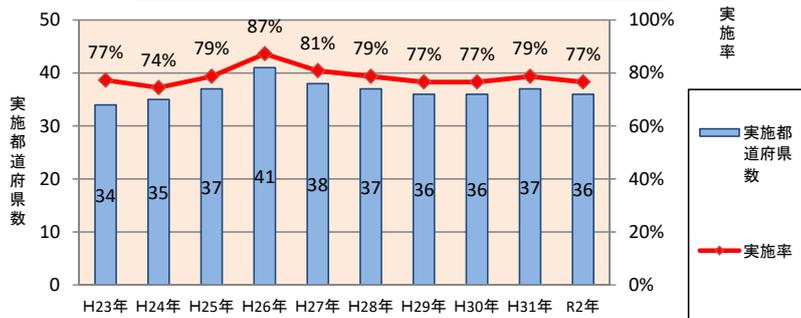
設置都道府県: 47



※ 複数回答可であるため、合計数は設置都道府県数と一致しない。

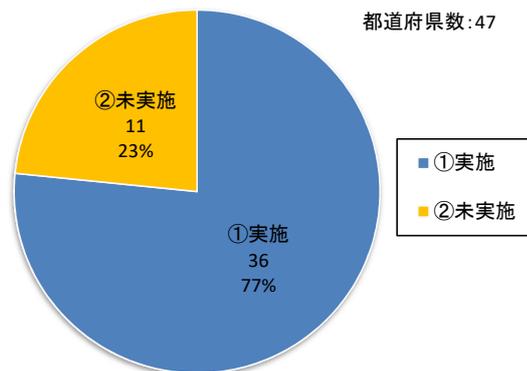
# 都道府県相談支援体制整備事業について

都道府県相談支援体制整備事業の実施状況(経年比較)



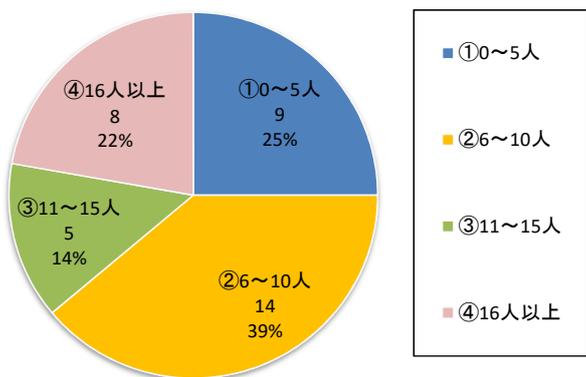
※ 平成23年4月1日の実施状況は、被災3県を除くデータ。

都道府県相談支援体制整備事業の実施状況



都道府県相談支援体制整備事業のアドバイザーの人数

実施都道府県数:36



都道府県相談支援体制整備事業の実施状況

**【全国】**

- アドバイザー数：391人
- アドバイザー1人当たり年間延べ活動日数：68.3日

**【1都道府県当たり平均】**

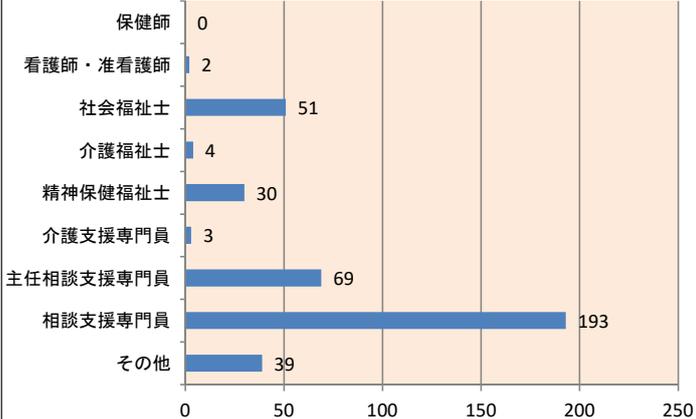
- アドバイザー数：11.2人

※ 実施都道府県のうち、年間延べ活動日数とアドバイザーの人数のいずれにも回答のあった36道府県の回答より算出したもの。

# 都道府県相談支援体制整備事業について

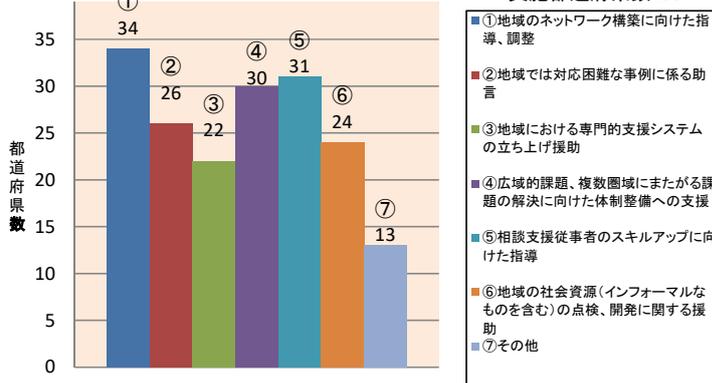
都道府県相談支援体制整備事業のアドバイザーの人数

実施都道府県数:36



都道府県相談支援体制整備事業の業務内容

実施都道府県数:36



※ 複数回答可であるため、合計数は実施都道府県数と一致しない

## 参考資料

サブタイトル

# 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定 補足資料

# 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.56% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05%（令和3年9月末までの間）

## 1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

- (1) グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し
  - ・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価 等
- (2) 自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
- (3) 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設
- (4) 生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
  - ・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し 等
- (5) 質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
  - ・ 基本報酬の充実 ・ 従来評価されていなかった相談支援業務の評価 等

## 2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

- (1) 就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し
  - ・ 一般就労への移行の更なる評価 等 ・ 定着実績を踏まえたきめ細かな評価 等
- (2) 就労継続支援A型の基本報酬等の見直し（スコア方式の導入）
- (3) 就労継続支援B型の基本報酬等の見直し（報酬体系の類型化）
- (4) 医療型短期入所における受入体制の強化
  - ・ 基本報酬の充実 ・ 医療的ケアを必要とする障害児者を利用対象者に位置付け

## 3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- (1) 医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実
  - ・ 新判定スコアを用いた基本報酬の創設 ・ 看護職員加配加算の算定要件の見直し
- (2) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
  - ・ 基本報酬区分の見直し ・ より手厚い支援を評価する加算の創設（(3)も同様）
- (3) 児童発達支援の報酬等の見直し
- (4) 障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
  - ・ 人員配置基準の見直し ・ ソーシャルワーカーの配置に対する評価

## 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- ・ 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- ・ 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- ・ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- ・ 精神保健医療と福祉の連携の促進
- ・ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ・ ピアサポートの専門性の評価

## 5 感染症や災害への対応力の強化

- (1) 日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
  - ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底（委員会開催、指針の整備、訓練の実施）
  - ・ 業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施）
  - ・ 地域と連携した災害対応の強化（訓練に当たっての地域住民との連携）
- (2) 支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるICTの活用
  - ・ 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対応を可能とする。

## 6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- (1) 医療連携体制加算の見直し
  - ・ 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
- (2) 障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進
  - ・ 虐待防止委員会の設置 ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
  - ・ より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
  - ・ 処遇改善加算(IV)及び(V)等の廃止 ・ 加算率の見直し
- (4) 業務効率化のためのICTの活用（再掲）
- (5) その他経過措置の取扱い等
  - ・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
  - ・ 送迎加算の継続（就労継続支援A型、放課後等デイサービス）

41

## ○複数事業所の協働による体制の確保（計画相談支援、障害児相談支援）

○ 機能強化型基本報酬の算定に係る以下の要件については、それぞれ複数事業所の協働による体制確保を可能とする。

### (1) 人員体制の確保

協働する各事業所において常勤専従の相談支援専門員を1名以上配置していることを前提とし、各事業所の人員の通算を可能とする。（協働体制を確保する事業所の体制において、現任研修修了者である常勤専従の相談支援専門員が1名以上配置されていることが必要）

### (2) 24時間の連絡体制の確保

○ 複数事業所の協働にあたっては下記が必要。

- ・ 協働するすべての事業所が同一自治体（圏域）の地域生活支援拠点等であること。
- ・ 協働する事業所間で協定を締結すること。
- ・ 協働体制を維持できているかについて、定期的（月1回）に確認が実施されていること。
- ・ 原則全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月に2回以上共同して実施していること。※(3)-①と合わせて共同実施も可

機能強化型基本報酬算定要件	I	II	III	IV
(1)-① 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	○	-	-	-
(1)-② 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	○	-	-
(1)-③ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	-	-	○	-
(2) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	-	-
(3)-① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。	○	○	○	○
(3)-② 新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修修了者の同行による研修を実施していること	○	○	○	○
(3)-③ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること	○	○	○	○
(3)-④ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
(4) 計画相談支援と障害児相談支援の一月当たりの取扱件数が40件未満であること	○	○	○	○

※(3)-②の要件は、表中の「その内1名が現任研修修了者である」相談支援専門員が配置されていない事業所に対しては、協働する他の事業所における当該相談支援専門員が実施して、その要件を満たすことを要する。

※(3)-①②③④、(4)の要件は、複数事業所が協働する場合であっても、それぞれの事業所が基準に適合していることを要する。

42

○初回加算（計画相談支援、障害児相談支援）

【1】基本部分：新規にサービス等利用計画を作成する場合等に300単位算定可能。（従来どおり）

- ① 新規に障害福祉サービス等を利用する場合。
- 又は② 前6ヶ月間に障害福祉サービス等を利用していない場合。

【2】拡充部分

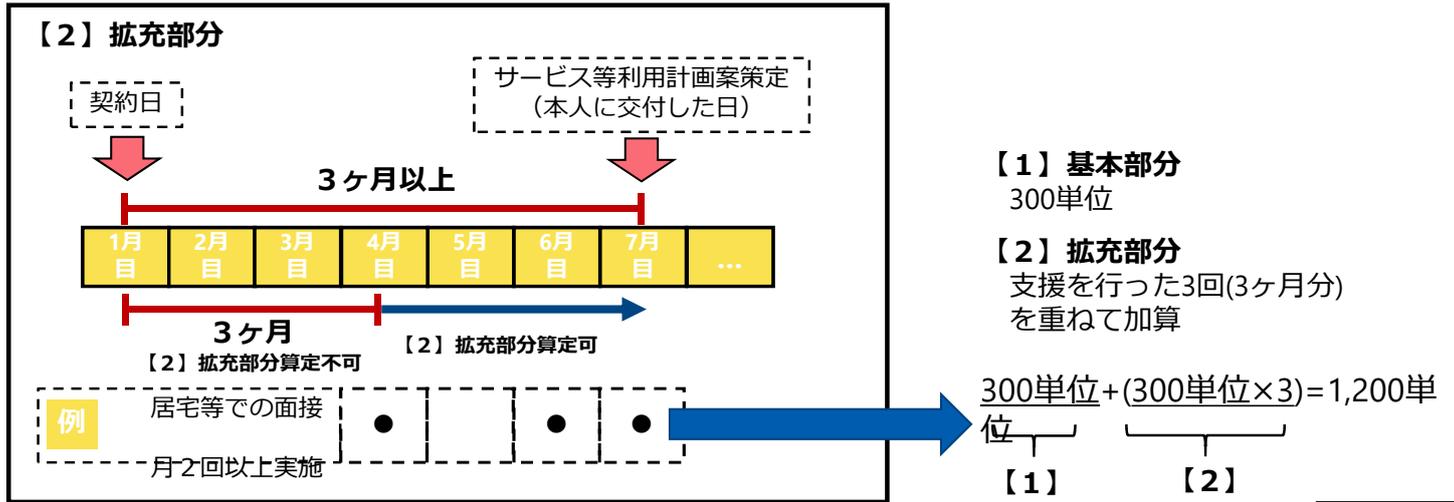
① 前提条件

計画相談支援等の利用契約をした日からサービス等利用計画案を利用者に交付した日までの期間が3ヶ月を超える場合

② 契約日から3ヶ月を経過する日以後に

月に2回以上、居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接した月数分を重ねて算定可（上限3回）

⇒【1】+【2】=最大1,200単位（※）まで算定可能。（※）障害児相談支援においては単価が500単位であり、最大2,000単位



追加資料

## 障害福祉現場の業務効率化のためのICT活用

- 運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた対応を可能とする。



事項	対象サービス	内容
委員会・会議等		
感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会	全サービス共通	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
身体拘束等の適正化のための対策検討委員会	訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービス	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
虐待防止のための対策検討委員会	全サービス共通	虐待の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
個別支援計画作成等に係る担当者等会議	通所系サービス、入所系サービス	利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の作成に係る会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
サービス担当者会議事例検討会等	計画相談支援、障害児相談支援	サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議や基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
特定事業所加算	訪問系サービス	利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
リハビリテーション加算	生活介護	リハビリテーション実施計画の作成や支援終了時に医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者で行われるリハビリテーションカンファレンスについて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
日中活動支援加算（新設）	短期入所	日中活動実施計画を作成するに当たって、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
経口移行加算	施設入所支援	経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
経口維持加算	施設入所支援	経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
支援計画会議実施加算（新設）	就労移行支援	就労移行支援計画等の作成等に当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等障害者の就労支援に従事する者により構成される会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
定着支援連携促進加算（新設）	就労定着支援	地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等との連携を図るため、関係機関等を交えた会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
居住支援連携体制加算（新設）	自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	精神障害者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会や居住支援法人との情報連携・共有を図る場について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
関係機関連携加算	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
相談等		
雇用に伴う日常生活上の相談等	就労定着支援	利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する利用者に対する相談、指導等の支援について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

## 電磁的記録

電磁的記録とは、電子計算機（パソコン、スマートフォン、タブレット等）による情報処理の用に供されるものをいう。

## 電磁的作成・保存

### ①-1 電子的方式

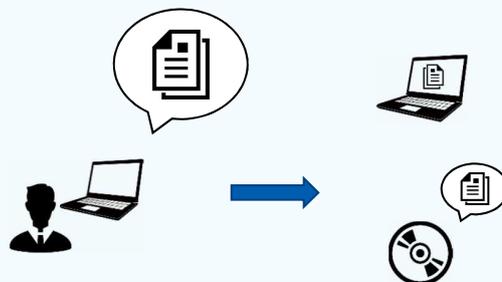
電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により記録を作成し、電磁的記録により保存する方法

（例：パソコンで文書を作成し、パソコン上で保存する）

### ①-2 磁氣的方式

磁気ディスク等をもって調製する方法により記録を作成し、電磁的記録により保存する方法

### ①-1, 2 (例)



### ②

紙媒体で保存しているものを、スキャナ等で読み込んでできた画像情報を含む電磁的記録にした上で保存する方法

### ② (例)



45

# 電磁的方法（交付等）

## 交付

- 事業者は、利用申込者の承諾を得て、重要事項を書いた文書を電磁的方法により提供することができる。

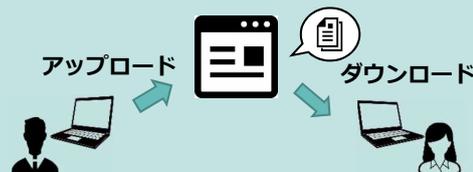
### 方法①-1

電子メールなどで、相手のパソコン等のフォルダに電磁的記録を送信する方法



### 方法①-2

事業者等がホームページに電磁的記録を掲載し、それを利用申込者又はその家族がダウンロードできる状態に置く方法



### 方法②

電磁的記録を作成した磁気ディスク、シー・ディー・ロム等を利用申込者等に交付する方法



46

## 交付

- ①-1, 2及び②の方法で利用申込者に交付した電磁的記録については、当該利用申込者が、紙にプリントアウトすることが可能な状態でなければならない。
- 事業者等は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用者に対し、以下に掲げる電磁的方法の種類・内容を示し、文書または電磁的方法（電子メール等）により承諾を得なければならない。
  - ・ ①-1, 2及び②の方法のうち、どの方法を使用するか
  - ・ どのようなファイル形式で記録するか（テキストファイル、ドキュメントファイル等）

## 同意

- 電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等。
- 書面への押印等により同意の意思を確認していた場合の取扱い等については「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参照。

※ その他、電磁的方法によることができるものについても、これに準じた取扱いとなる。

47

## 感染症や災害への対応力強化

- 感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

### 1 感染症対策の強化（全サービス）

- 全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。

※ 3年の経過措置期間を設ける

### 2 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

※ 3年の経過措置期間を設ける

### 3 地域と連携した災害対応の強化（施設系、通所系、居住系サービス）

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる障害福祉サービス等事業者（施設系、通所系、居住系）において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

48

# 自立生活援助の整備の促進

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等を支援する自立生活援助の整備を促進するため、人員基準、支給決定の運用、報酬の見直しを行う。

## 人員基準の緩和

- 自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、別々の者を配置することとしていた「サービス管理責任者」と「地域生活支援員」の兼務を認める。

## 支給決定に係る運用の見直し

- 標準利用期間（1年）を超えて更にサービスが必要な場合について、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

## 報酬の見直し（主なもの）

### ● 自立生活援助サービス費（Ⅰ）の対象者の拡充

同居家族の死亡等により急遽一人暮らしをすることとなった者を加える。

#### 【見直し後】

障害者支援施設や精神科病院、グループホーム等から退所等してから1年以内の者  
又は 同居家族の死亡等により単身生活を開始した日から1年以内の者

(参考) 基本報酬	地域生活支援員1人当たり	
	30人未満	30人以上
自立生活援助サービス費（Ⅰ）	1,558単位/月	1,090単位/月
自立生活援助サービス費（Ⅱ）	1,166単位/月	817単位/月

### ● 同行支援加算の見直し

業務の適切な評価の観点から、加算の算定方法を見直す。

#### 【現行】同行支援加算

（同行支援の回数にかかわらず）500単位/月

#### 【見直し後】同行支援加算

（月2回まで）500単位/月 （月3回）750単位/月 （月4回以上）1,000単位/月

### ● 夜間の緊急対応・電話対応の新たな評価

特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談に対する加算を創設。

#### 【新設】

イ 緊急時支援加算（Ⅰ） 711単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合+50単位/日  
・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合に評価。

ロ 緊急時支援加算（Ⅱ） 94単位/日  
・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に評価。

### ● 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

住宅施策との連携や体制強化について加算として評価。

#### 【新設】居住支援連携体制加算

35単位/月（体制加算）

・居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合に評価。

#### 【新設】地域居住支援体制強化推進加算

500単位/回（月1回を限度）

・住居の確保及び居住支援に係る課題を文書により報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。



# 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

- 地域生活支援拠点等の整備の促進や機能の充実を図るため、市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価する加算を創設。

#### <地域生活支援拠点について>

- ・ 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- ・ 第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）では「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」としている。

(参考) 全国1,741市町村の整備状況 ※速報値であり変更がありうる  
令和2年4月時点における整備状況 468市町村（うち、圏域整備：65圏域268市町村）  
令和2年度末時点における整備見込 1,107市町村（うち、圏域整備：141圏域567市町村）

## 地域生活支援拠点等



## 緊急時における対応機能の強化（訪問系サービス等）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に加算。

#### 【新設】

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 +50単位/回 ※地域生活支援拠点等の場合
- 自立生活援助、地域定着支援 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合、更に+50単位を上乗せ。

## 緊急時のための受入機能の強化（短期入所）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算（緊急時の受入に限らない）。

#### 【新設】

- 短期入所 +100単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合
- ・ 短期入所のサービス利用の開始日に加算。

(参考) 地域生活支援拠点等に係るその他の主な加算（平成30年度～）

（計画相談支援・障害児相談支援）地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回限度）、地域体制強化共同支援加算2,000単位/月（月1回限度）  
（地域移行支援）障害福祉サービス体験利用支援加算 +50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

# 地域生活支援拠点等の整備の推進について

## 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について(令和2年4月1日時点)

※ 障害福祉課調べ

○ 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、令和2年4月1日時点で、469市町村(うち、圏域整備:66圏域272市町村)において整備されている。(全国の自治体数:1741市町村)

※平成31年4月1日時点整備状況 332市町村(うち、圏域整備:42圏域188市町村)

### ① 地域生活支援拠点等の整備数について(予定含む)

令和2年4月1日時点で整備済み	469市町村 (うち、圏域整備:66圏域272市町村)
令和2年度末までに整備予定	637市町村 (うち、圏域整備:75圏域297市町村)
令和3年度に整備予定	209市町村 (うち、圏域整備:23圏域87市町村)
その他	426市町村 (うち、圏域整備:41圏域146市町村)

### ② 整備類型について(予定含む)

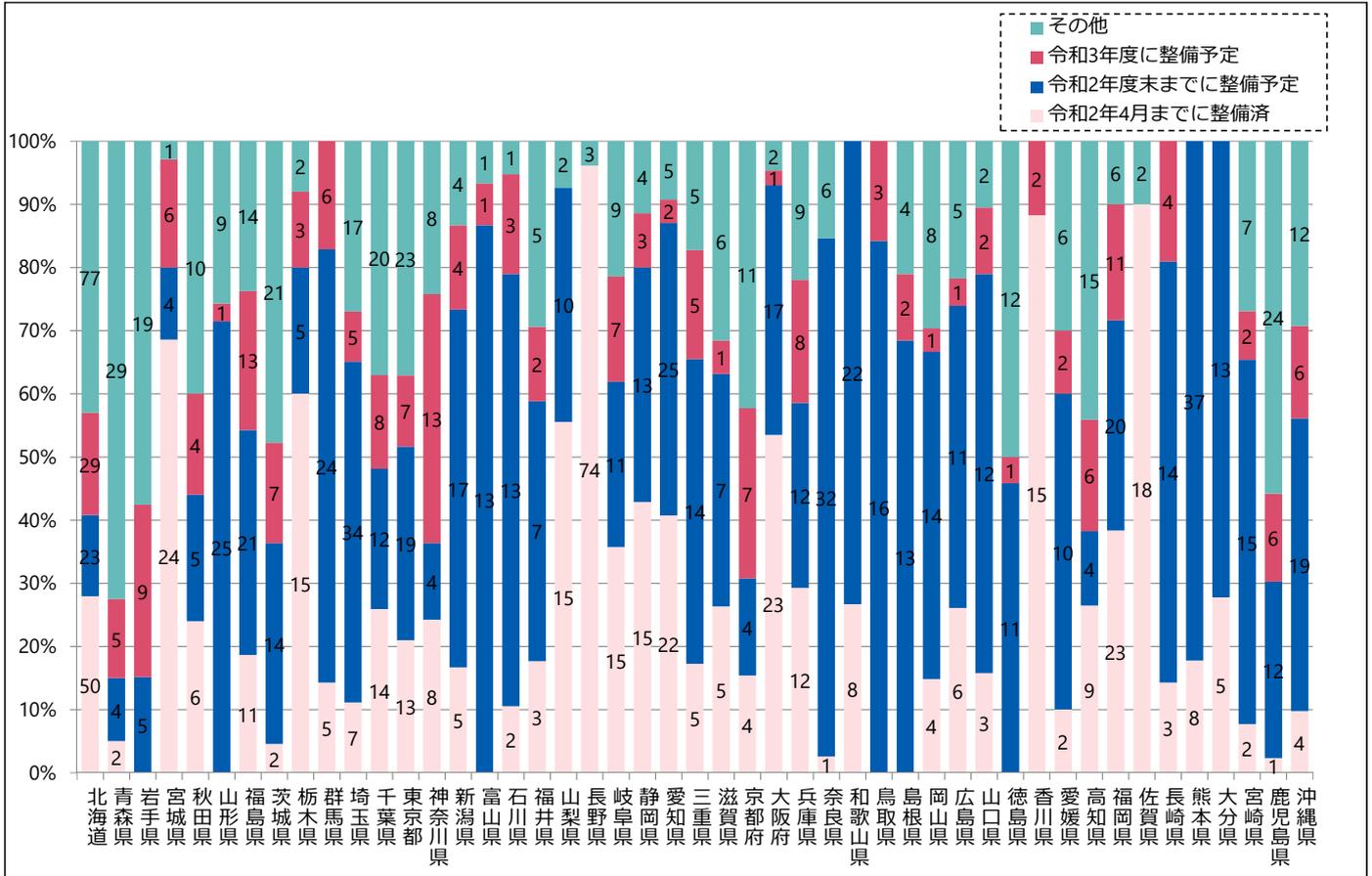
多機能拠点整備型	48市町村 (うち、圏域整備:3圏域9市町村)
面的整備型	1161市町村 (うち、圏域整備:157圏域597市町村)
多機能拠点整備型+面的整備型	101市町村 (うち、圏域整備:10圏域47市町村)
その他の整備類型	3市町村
未定	428市町村 (うち、圏域整備:35圏域149市町村)

(課題等)

※ 整備にあたって、備えるのが困難な機能として、「専門的人材の養成・確保」「緊急時の受入・対応」との回答が多くあった。

※ 今後の課題については、主に「地域の社会資源が不足していること、整備・運営に係る財源の確保」等があげられている。

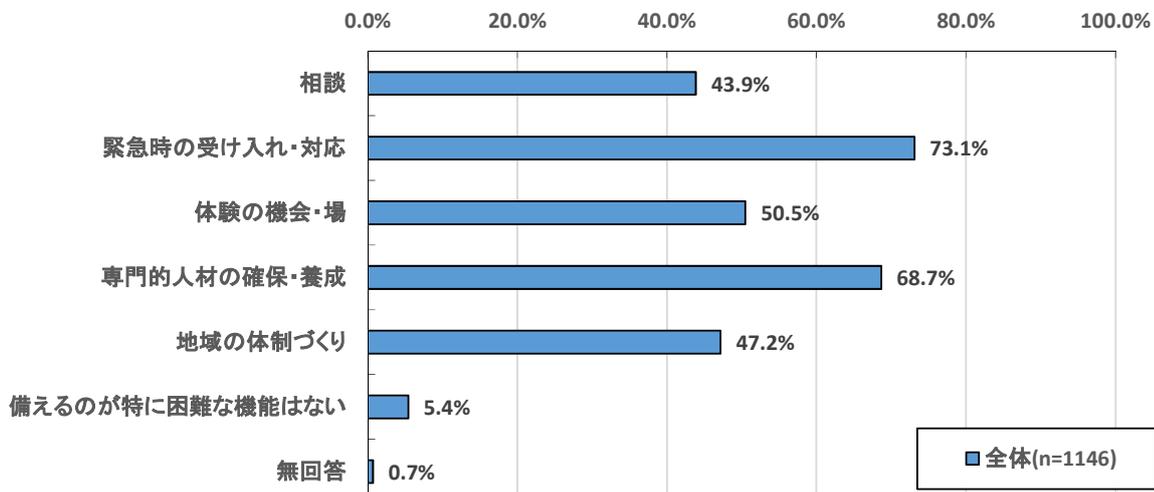
## 地域生活支援拠点等の都道府県ごとの整備状況（市町村数及び割合）



## 地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査 (令和元年度障害者総合福祉推進事業)

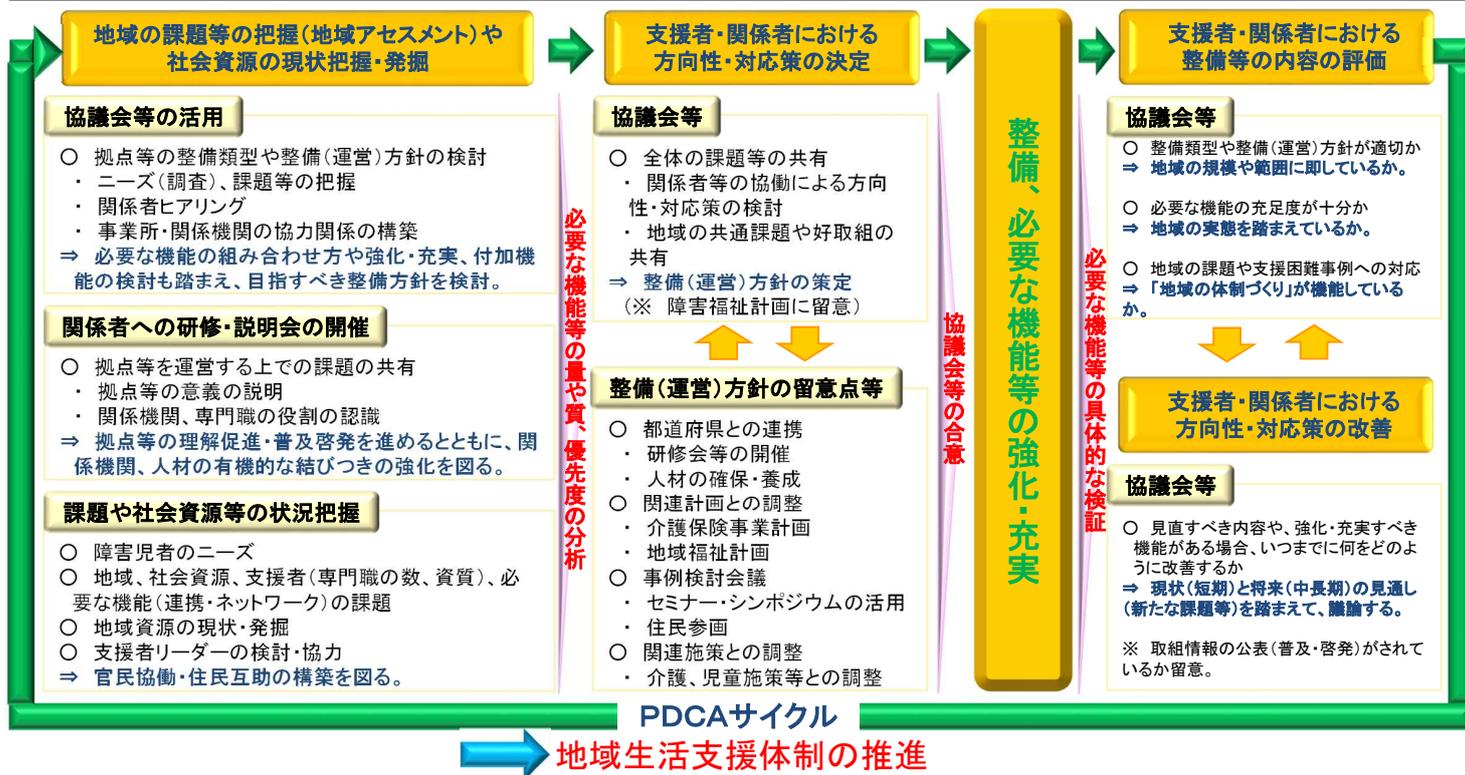
○ 令和元年10月1日時点における拠点等の整備状況について「未整備」と回答した市町村を対象として、備えるのが特に困難な機能を見ると、「緊急時の受け入れ・対応」が73.1%で最も多く、次いで「専門的人材の確保・養成」が68.7%の順が多かった。

備えるのが特に困難な機能【令和元年10月1日時点で「未整備」】〔複数回答〕



○ 地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域アセスメントを十分に行い、支援者・関係者が一体となって整備するとともに、整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足について、PDCAサイクルの視点で、継続的に検証・検討を行う必要がある。

⇒ **必要な機能等の強化・充実を図ることで、地域生活支援体制の推進につながる。**



## 地域生活支援拠点等の整備の推進に向けた取組

### 主な取組

#### (現状の取組)

##### ○市町村への働きかけ

- ・ 第6期障害福祉計画の基本指針において「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」を掲げ、計画的整備・機能の充実を推進
- ・ 都道府県主管部局長会議や通知の発出等により、市町村に地域生活支援拠点等の整備の推進や機能の充実を周知
- ・ 地域生活支援拠点等の整備状況について、毎年度調査を実施し、市町村別の整備状況を公表

##### ○好事例集の作成・周知

- ・ 地域生活支援拠点等の好事例をとりまとめて周知(厚生労働省ホームページに掲載)

##### ○施設整備費補助における優先的な整備

- ・ 地域生活支援拠点等の機能を担うグループホームや短期入所事業所等について優先的な整備の対象

##### ○地域生活支援事業費等補助金の活用

- ・ 地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの配置や、緊急一時的な宿泊や一人暮らしに向けた体験宿泊の居室の確保について補助対象

##### ○報酬の充実

(平成30年度報酬改定)

- ・ 市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所について、コーディネーターを担う相談支援専門員を配置して短期入所事業所への緊急時の受入れ対応を行った場合や、支援困難事例等の課題検討を通じて他の障害福祉サービス事業者と共同して必要な支援を行い協議会に報告した場合に評価
- ・ 市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた地域移行支援事業所等について、障害福祉サービスの体験利用の支援や体験宿泊の支援を行った場合に評価

(令和3年度報酬改定)

- ・ 市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた短期入所事業所や訪問系サービス事業所等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価

#### (今後の取組)

##### ○地域生活支援拠点等の評価指標の開発(令和3年度障害者総合福祉推進事業)

- ・ 地域生活支援拠点等の運営実態の検証のための調査を実施するとともに、地域生活支援拠点等の評価指標の開発を予定

# 新たな住宅セーフティネット制度について

## 新たな住宅セーフティネット制度の概要

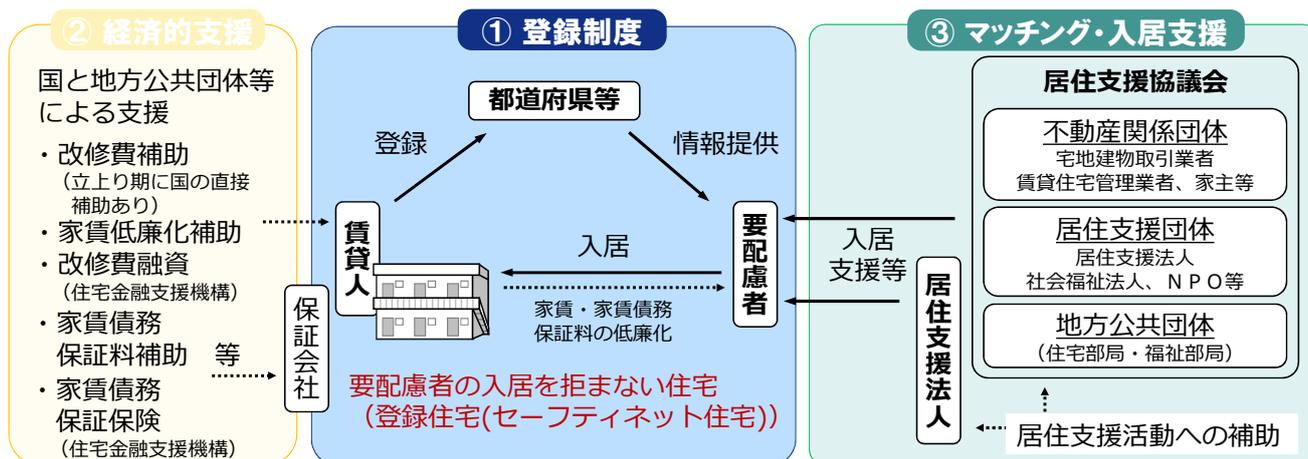
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

### ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

### ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

### ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

## 概要

### (1) 設立状況 108協議会が設立（令和3年4月28日時点）

- 都道府県（全都道府県）
- 市区町（63市区町）

北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、中間市、熊本市、合志市、とくのしま（徳之島町・天城町・伊仙町）

### (2) 居住支援協議会による主な活動内容

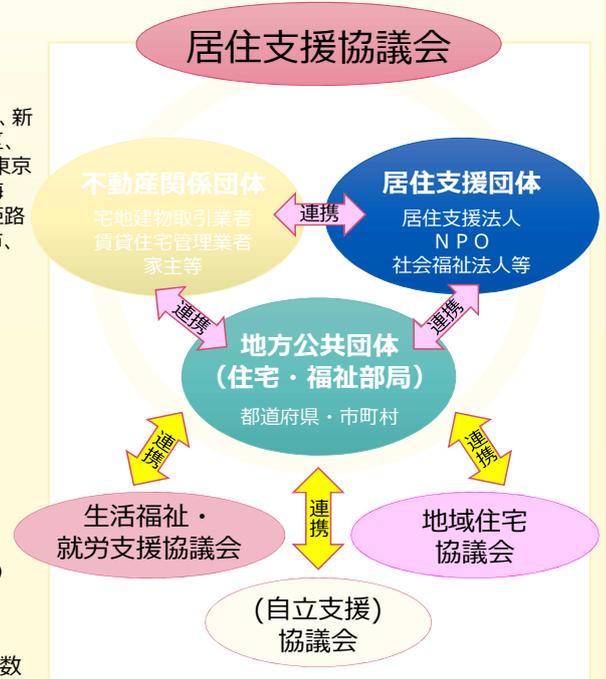
- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

### (3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

〔令和3年度予算〕

共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数



59

## 居住支援法人制度の概要

### 居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

### ● 居住支援法人に指定される法人

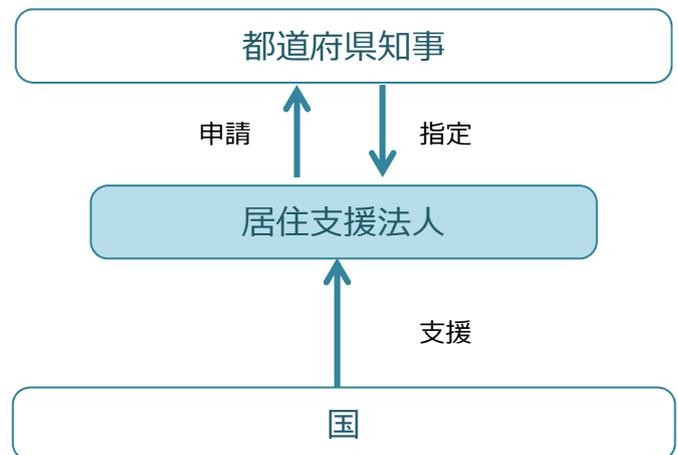
- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 等

### ● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

### 【制度スキーム】



### ● 居住支援法人への支援措置

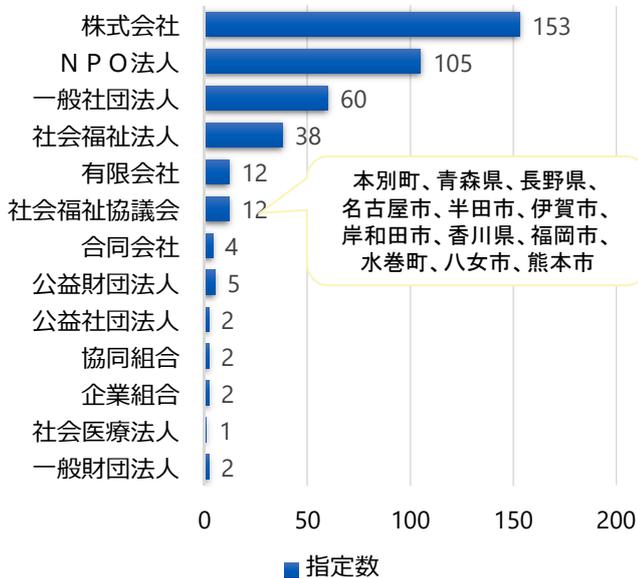
- ・居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・〔R3年度予算〕 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数

60

# 居住支援法人制度の指定状況

- 47都道府県 398法人が指定（R3.4.30時点）
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況（全体の約65%）
- 都道府県別では、大阪府が56法人と最多指定

## ■ 法人属性別



## ■ 都道府県別

